

一管区水路通報第 4 2 号

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

第一管区海上保安本部

第 7 3 6 項	北海道南岸	汐首岬東方・・・・・・・・・・	灯台灯質等変更
第 7 3 7 項	北海道南岸	函館港・・・・・・・・・・	救難訓練
第 7 3 8 項	北海道南岸	函館港南方～襟裳岬西方・・	海洋調査
第 7 3 9 項	北海道南岸	苫小牧港及び付近・・・・・・・・	海洋調査等
第 7 4 0 項	北海道南岸	釧路港南西方・・・・・・・・・・	潜水訓練
第 7 4 1 項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・	潜水訓練
第 7 4 2 項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・	防災訓練
第 7 4 3 項	北海道南岸	厚岸港・・・・・・・・・・	ボーリング作業
第 7 4 4 項	北海道北岸	紋別港・・・・・・・・・・	海上訓練
第 7 4 5 項	北海道北岸	神威岬北西方・・・・・・・・・・	水路測量
第 7 4 6 項	北海道西岸	稚内港・・・・・・・・・・	標識灯一時撤去
第 7 4 7 項	北海道周辺	・・・・・・・・・・	船舶通航信号所等一時業務休止

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週1回又は随 時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

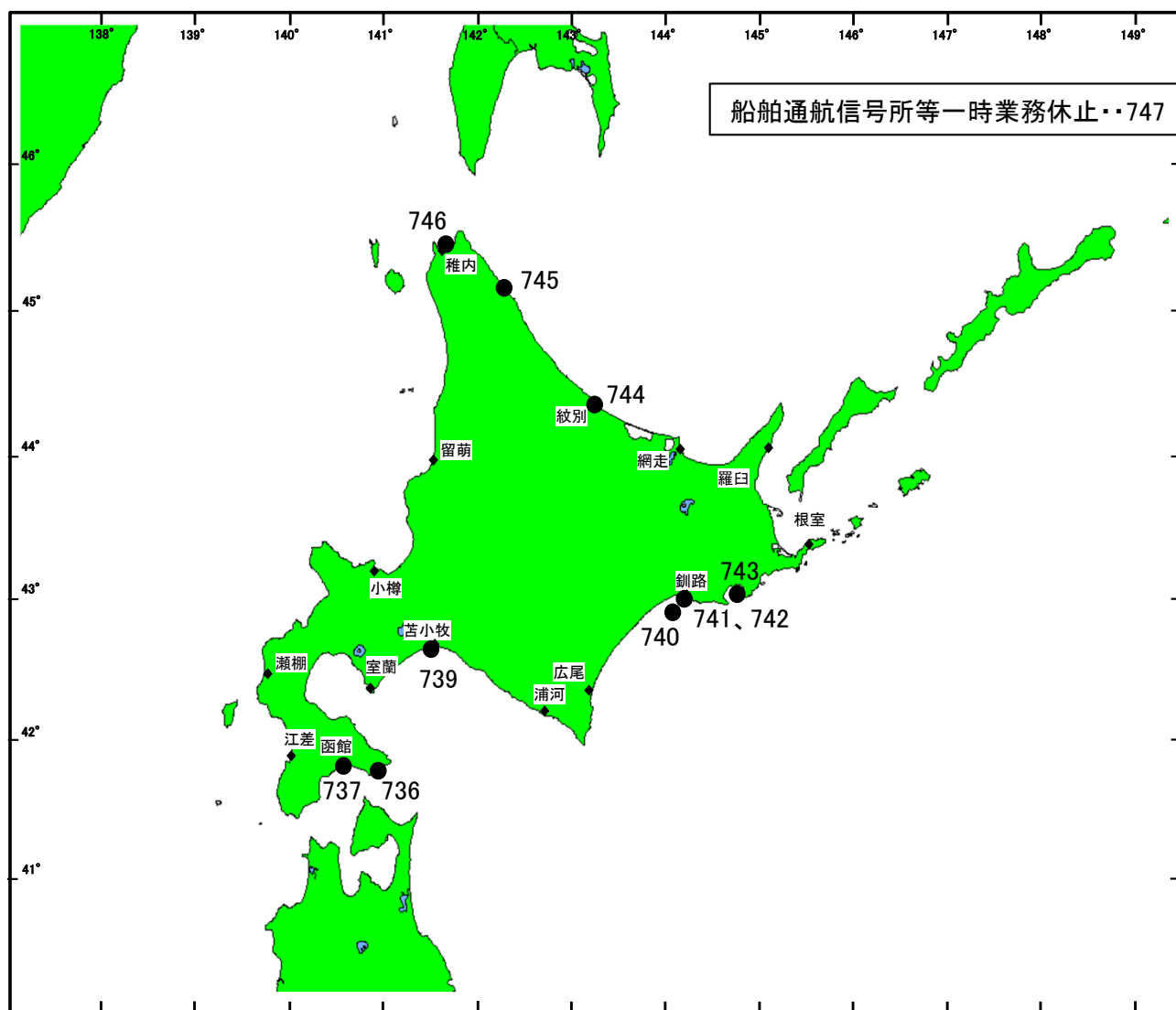
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図

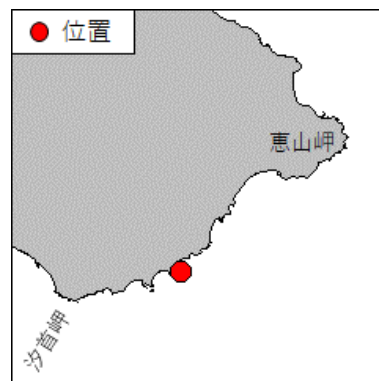


※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ738項については各項を参照ください。

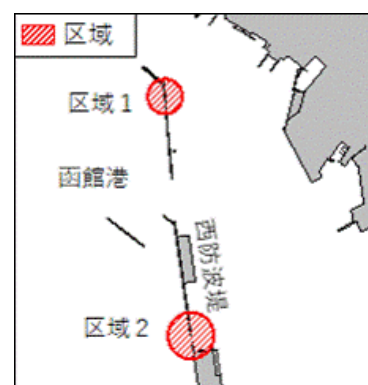
7年736項 北海道南岸 — 汐首岬東方、日浦岬付近 灯台灯質等変更
 一管区水路通報7年40号711項削除
 下記灯台は灯質及び光達距離が変更された。

灯台名称 日浦岬灯台
 位 置 41-43.6N 141-03.2E
 灯 質 (変更前) 群明暗白光 明6秒暗2秒明2秒暗2秒
 (変更後) 単せん白光 毎5秒に1せん光
 光達距離 (変更前) 14海里
 (変更後) 12海里
 備 考 分弧は廃止された
 海 図 W1159
 参照書誌 411 0035番
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



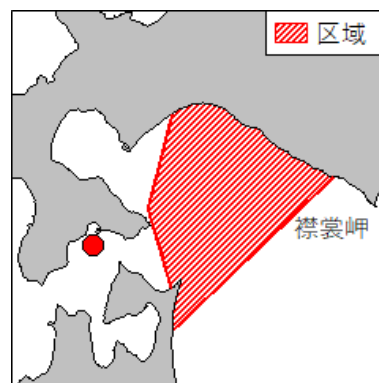
7年737項 北海道南岸 — 函館港、第2区～第6区 救難訓練
 下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和7年11月4日、7日、12日、13日、15日、17日、27日
 1045～1145、1400～1630
 区 域 1 41-48-15.7N 140-41-56.3E
 を中心とする半径150mの円内
 2 41-47-08.9N 140-42-06.1E
 を中心とする半径200mの円内
 備 考 吊り上げ訓練を行う
 海 図 W6
 出 所 函館航空基地



7年738項 北海道南岸 — 函館港南方～襟裳岬西方 海洋調査
 下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年11月6日～11日
 区 域 1 下記地点付近
 41-40N 140-40E
 2 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 42-08N 142-52E (岸線上)
 (2) 41-05N 141-24E (岸線上)
 (3) 41-22N 141-23E (岸線上)
 (4) 41-55N 141-10E
 (5) 42-33N 141-23E (岸線上)
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W43
 出 所 函館水産試験場



7年739項 北海道南岸 — 苫小牧港及び付近 海洋調査等

下記位置で、作業船による海洋調査及び観測機器が設置される。

期 間 令和7年11月24日～12月19日のうち3日程度 日出～日没

位 置 下記12地点

- (1) 42-37-02N 141-35-31E
- (2) 42-37-31N 141-38-47E
- (3) 42-37-12N 141-40-33E
- (4) 42-37-04N 141-38-07E
- (5) 42-36-30N 141-38-28E
- (6) 42-36-14N 141-37-07E
- (7) 42-36-15N 141-39-13E
- (8) 42-35-59N 141-37-46E
- (9) 42-36-03N 141-40-00E
- (10) 42-35-26N 141-38-07E
- (11) 42-34-53N 141-35-49E
- (12) 42-34-34N 141-38-06E

備 考 停船して観測機器を垂下する

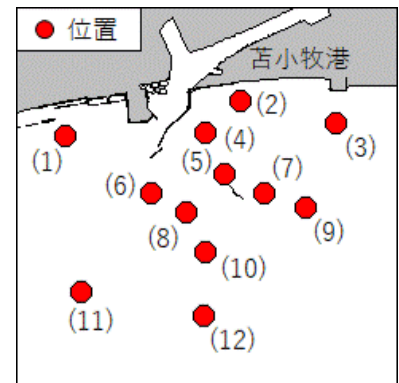
上記(12)地点に観測機器が設置される

観測機器は黄色灯（毎4秒に1せん光）及びレーダー反射器付浮標で標示

警戒船配備

海 図 W1033A-W1036

出 所 苫小牧港長



7年740項 北海道南岸 — 釧路港南西方 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。

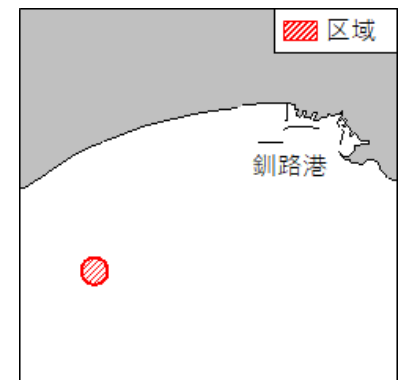
期 間 令和7年11月1日～30日 0800～1700

区 域 42-54.0N 144-09.0E 付近

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1032

出 所 釧路海上保安部



7年741項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 潜水訓練

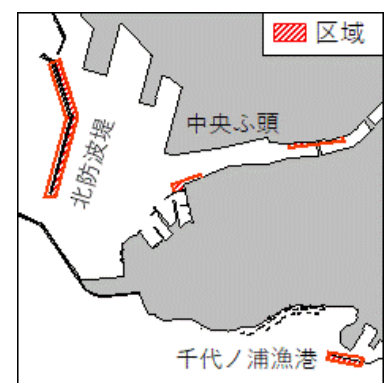
図に示す区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和7年11月1日～30日 0800～1700

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

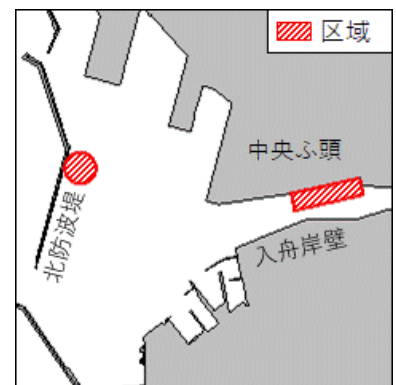
海 図 W31-W26

出 所 釧路海上保安部

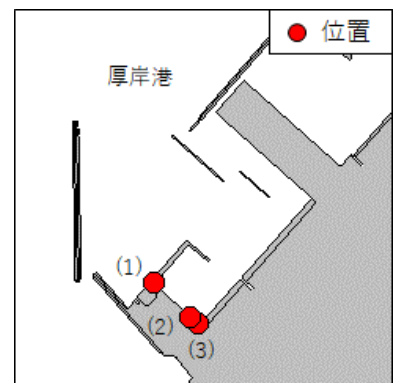


7年742項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区及び第2区
 図に示す区域で、回転翼航空機及び巡視艇等による防災訓練が実施される。
 期 間 令和7年11月1日、2日 日出～日没
 海 図 W31
 出 所 釧路港長

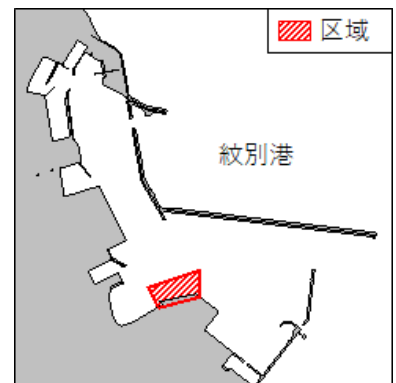
防災訓練



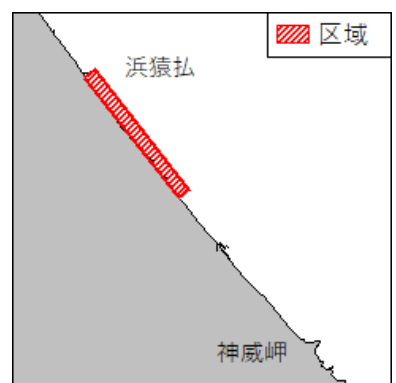
7年743項 北海道南岸 — 厚岸港 ボーリング作業
 下記位置で、スパット台船によるボーリング作業が実施される。
 期 間 令和7年11月10日～令和8年2月25日 日出～日没
 位 置 下記3地点
 (1) 43-02-07.3N 144-50-02.0E
 (2) 43-02-03.2N 144-50-08.0E
 (3) 43-02-02.4N 144-50-09.3E
 海 図 W36 (分図「厚岸港」)
 出 所 釧路海上保安部



7年744項 北海道北岸 — 紋別港 海上訓練
 下記区域で、巡視船搭載艇による海上訓練が実施される。
 期 間 令和7年11月5日 1330～1430
 区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 44-20-19.0N 143-22-05.6E (岸線上)
 (2) 44-20-23.6N 143-22-02.5E
 (3) 44-20-27.4N 143-22-18.3E
 (4) 44-20-21.5N 143-22-18.7E (岸線上)
 海 図 W29 (紋別港)
 出 所 紋別海上保安部



7年745項 北海道北岸 — 神威岬北西方 水路測量
 下記区域で、作業船による水路測量が実施される。
 期 間 令和7年11月1日～30日のうち7日間 日出～日没
 区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 45-16-10N 142-14-16E (岸線上)
 (2) 45-16-34N 142-14-59E
 (3) 45-10-50N 142-21-20E
 (4) 45-10-28N 142-20-40E (岸線上)
 備 考 測量中、白赤白の燕尾旗掲揚
 海 図 W1040
 出 所 第一管区海上保安本部



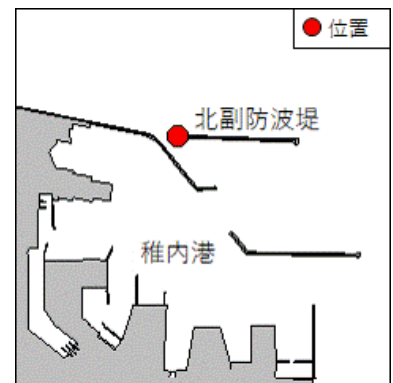
7 年 7 4 6 項 北海道西岸 — 稚内港 標識灯一時撤去
下記位置の標識灯(緑色)は一時撤去されている。

復旧予定日 令和 8 年 5 月中旬

位 置 45-25-07.9N 141-41-33.4E (北副防波堤西端)

海 図 W 1 0 4 1

出 所 稚内港長



7 年 7 4 7 項 北海道周辺 船舶通航信号所等一時業務休止
小樽船舶通航信号所及び小樽 AIS 信号所における情報提供が一時休止される。

期 間 1 令和 7 年 11 月 7 日 0900～1300

2 令和 7 年 11 月 14 日 0900～1300

海 岸 局 1 羅臼送受信所 (識別番号 004310117)

2 納沙布送受信所 (識別番号 004310116)

参照書誌 4 1 1 8 1 0 1 . 1 番

出 所 第一管区海上保安本部
